

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人誠正会定款第22条に規定する役員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(報酬額)

第3条 役員に対しての報酬は、勤務実態に応じて支給するものとし、その地位にあることのみによっては支給しないため無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、職員として「給与規程」にもとづき支給する。

(規程の変更)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の承認を必要とする

附則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。